

【店舗(デポー)事業約款附則】

デポーのレジ利用におけるポイントの付与と利用に関するルール

第1条(ポイントの付与)

1. ポイントは、利用登録を行っているデポーにおいてデポーカードを掲示して利用するレジ利用に限って付与します。予約取り組みの季節品や、ギフト、クリスマス正月用品などレジを通さない精算金額は対象外です。
2. 班個配組員のグリーンカード利用はポイント付与対象外となります。
3. 付与されるポイントの率、ポイントの有効期限、その他ポイントに関する一切の条件は、生協が決定します。
4. 500ポイントがたまるとレジ精算時に「デポーお買物券 500円」が発行されます。利用期限内に、登録デポーにおいての利用が可能です。期限が切れた場合は失効します。
5. 組合員に支払いの延滞がある場合は、カード利用が停止され、ポイントが付与されない場合があります。

第2条(ポイントにより付与のお買物券の利用)

1. デポーお買物券は500円以上の軽減税率対象品目(食品)の購入時にのみ使用できます。
2. 組合員に支払いの延滞がある場合は、カード利用が停止され、デポーお買物券が利用できない場合があります。

第2条(ポイントの消滅および返品時の取り扱い)

1. デポーの利用登録を解消した時点で、ポイントは消滅します。
2. デポー組合員カード、またはコモンズデポー一括カードを紛失した場合、利用登録デポーを変更した場合、ポイントは消滅します。
3. 購入した消費材を返品した場合は、購入により付与されたポイントは取り消しとなります。
4. 生協は消滅したポイントについて保証は行わず、一切の責任を負いません。

第3条(お買物券の公祖公課)

1. ポイントの利用において公祖公課が課せられる場合、それに要する費用は利用した組合員の負担になります。

第4条(禁止事項)

1. ポイントのあとづけ、第3者への譲渡、現金への換金はできません。
2. デポーお買物券の第3者への譲渡、現金への換金はできません。

第5条(免責事項)

1. 地震、火災などの天変地異による通信回線やコンピューター等の障害によるデータの消失は、生協の責任の範囲外とします。